

# 高知くらしの護身術

387

## マイナンバー制度

### 便乗詐欺に注意

(2016年3月8日掲載原稿)

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関をかたって、不正に個人情報を取得したり、お金をだまし取ったりする詐欺の被害が後を絶ちません。

いろいろな機関や企業の個人情報流出事件が起きるたび、それに関連した手口が出てきました。最近、マイナンバー制度に便乗した手口が見られます。

【事例①】県立消費生活センターを名乗る電話で、「あなたのマイナンバーが大手銀行ほか2社に漏えいしている。ボランティア団体のA氏が削除してくれるので、A氏からの電話を待つように」と言われた。数分後、A氏から「削除するための電話番号を教えるので、そこへかけてほしい」と電話があり、その番号に電話すると、削除する日を教えられ、電話が切れた。

【事例②】「マイナンバーに関する大切なお知らせ」として、「会員登録している有料サイトの運営業者によって、民事訴訟の最終手続きが完了した。事実確認のため連絡するように。訴訟履歴はマイナンバーに登録され、今後一切消すことができなくなる」というメールが届いた。

行政機関や消費生活センターが、マイナンバーについて個人の自宅に電話をかけることは決してありません。「マイナンバーを削除する」「マイナンバーを貸してほしい」などの電話は詐欺です。

電話で話しているうちに、さまざまな情報を取得されてしまいますので、不審な電話はすぐ切りましょう。

また、マイナンバーの利用目的は法律で決められており、マイナンバーから訴訟履歴が明らかになることはありません。【事例②】のようなメールが送られてきても、相手に連絡を取らないでください。

不安なときは、消費生活センターにご相談ください。